

人間文化研究機構寄附研究部門規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第91号
平成19年 3月28日改正
平成21年 9月 9日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）において、奨学を目的とする本機構外からの寄附を有効に活用し、各機関の主体性のもとに研究の充実、豊富化及び活発化を図るための寄附研究部門の設置運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附研究部門」とは、別に定める人間文化研究機構組織規程第20条から第25条に掲げる各機関の研究業務を行う組織において行われる研究に相当するものを実施するもので、本機構外からの寄附に基づく寄附金により当該寄附研究部門の研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

2 この規程において「知的財産権」とは、別に定める人間文化研究機構知的財産規則（以下「知的財産規則」という。）第3条第1項に規定する知的財産権をいう。

(設置に関する申込み)

第3条 寄附研究部門の設置に係る寄附申込みを行おうとする者（以下「寄附者」という。）は、奨学寄附金申出書（第1号様式）を設置を希望する各機関の長に提出するものとする。

(設置の協議)

第4条 各機関の長は、前条の申込みが次項に掲げる基準を満たしていると認められた場合には、寄附研究部門の設置について、次に掲げる書類を整備し、各機関の所定の会議等の議を経たうえで、機構長に協議するものとする。

- (1) 奨学寄附金申出書
- (2) 寄附研究部門の概要
- (3) 担当予定者の履歴書
- (4) 担当予定者就任承諾書

2 前項でいう基準とは、次の各号に掲げる基準をいう。

- (1) 申込案件が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第29条に定める業務のいずれかに該当すること
- (2) 申込案件が文部科学大臣から認可を受けた中期計画の範囲の研究であること
- (3) 設置する各機関の研究の進展及び充実に有意義であること

(設置の決定)

第5条 機構長は、前条の協議があった場合は、教育研究評議会の議を経て、役員会で設置の可否を決定するものとする。

- 2 機構長は、前項の規定により寄附研究部門の設置の可否を決定した場合は、当該機関の長にその結果を通知するものとする。

(名称)

第6条 寄附研究部門には、当該研究部門における研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 寄附研究部門の名称について、寄附者からの申し出のあった場合は、寄附者が明らかとなる名又は寄附者が所有する商標を機構と協議のうえ、前項の名称に付加することができる。

(存続期間)

第7条 寄附研究部門の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、寄附研究部門の存続期間を更新することは妨げない。

- 2 前項の期間が終了した場合は、研究の成果の概要をとりまとめ、公表するものとする。
- 3 寄附研究部門の内容に大きな変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手続きは、設置の例によるものとする。

(寄附研究部門の構成等)

第8条 寄附研究部門は、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人の職員で構成するものとする。

- 2 前項の規定により置かれる寄附研究部門を担当する職員の職名は、教授(寄附研究部門)、准教授(寄附研究部門)及び助教(寄附研究部門)とする。
- 3 寄附研究部門の職員選考は、原則として別に定める人間文化研究機構職員任免規程に準ずるものとする。

(経費の受入れ)

第9条 寄附研究部門における研究の実施に伴う経費は、その寄附研究部門が存続する期間に必要な経費の総額を一括して寄附受入れをすることを原則とする。ただし、継続して寄附受入れをすることが確実であるときは、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができる。

- 2 前項の規定による研究の実施に伴う経費は、別に定める人間文化研究機構奨学寄附金取扱規則に基づき、奨学寄附金として受け入れるものとする。

(知的財産権の帰属)

第10条 寄附研究部門の職員が行った発明等に係る知的財産権は、本機構の帰属とする。

- 2 前項の知的財産権の帰属その他の取扱いは、別に定める知的財産規則による。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、寄附研究部門の運営に関し必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。